3　研究公務員の任期を定めた採用

任期付研究員法に基づく任期付研究員制度は、国の試験研究機関等で研究業務に従事する一般職の職員について、⑴高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させるため特に優れた研究者を採用する「招へい型」と、⑵当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させるため、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を採用する「若手育成型」の場合に実施している。

この制度により、平成24年度は、招へい型として18人、若手育成型として20人の者が採用されている。

なお、任期付職員法や任期付研究員法のほか、任期を定めた採用としては、規則８―12（職員の任免）第42条に基づくものとして、㋐３年以内に廃止される予定の官職、㋑特別の計画に基づき実施される研究事業に係る５年以内に終了する予定の科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する高度の専門的知識、技術等を必要とする研究業務に従事する官職に採用する場合の二つがある。これによる平成24年度の採用については、㋐に基づくものとしてハローワークにおける174人の採用等があったが、㋑に基づく採用はなかった。

4　官民人事交流

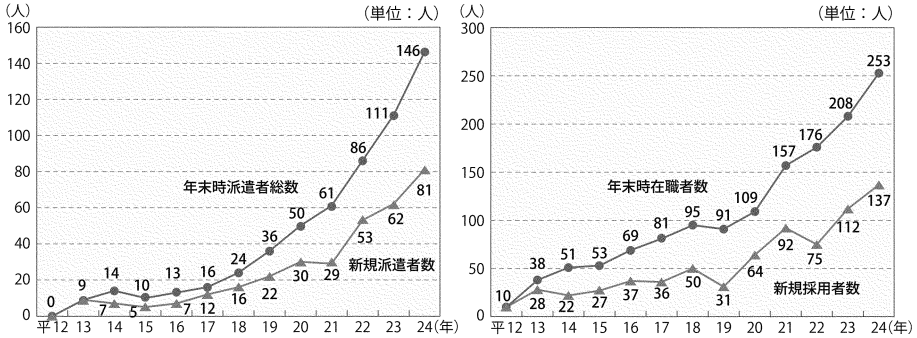
官民人事交流法に基づく官民人事交流制度は、公務の公正な運営を確保しつつ、民間企業と国の機関との人事交流を通じて、民間と国との相互理解を深めるとともに、組織の活性化と人材の育成を図ることを目的とする制度であり、⑴府省の職員を民間企業に派遣する交流派遣と、⑵民間企業の従業員を府省で任期を付して採用する交流採用の二つのケースがある。

なお、人事院は、官民人事交流法第23条第３項の規定に基づき、毎年、官民人事交流の状況を国会及び内閣に対し報告することとされており、平成25年３月27日に平成24年における官民人事交流の状況を報告した。

平成24年における交流派遣者数は81人、交流採用者数は137人でいずれも過去最高となった（図１―10、表１－８）。

また、各府省及び民間企業において、この制度がより広く認知・理解され、活用の機運が高まることが必要であるとの観点から、平成24年９月に各府省人事担当者に対して官民人事交流の推進の要請を行い、そのニーズの把握に努めた。また、経済団体の協力を得て、総務省と共同して民間企業を対象とした説明会を東京（２回）、大阪、京都、横浜及び神戸において実施した。さらに、人事交流体験者の体験談等を内容とした「体験談集」を作成し、各種説明会等の機会を通じて配布するなど、官民人事交流の推進に努めた。

図１―10　官民人事交流の実施状況



（注）１　「年末時派遣者総数」及び「年末時在職者数」は、各年12月31日現在。
２　交流採用については、平成15～18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分を除く（交流派遣については、旧日本郵政公社の実績はない。）。

表１－８　府省別官民人事交流の実施状況

（1）　交流派遣

（単位：人）

府省名＼（平成）年	交流派遣者数													
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	派遣者計
人事院		1												1
内閣府						1			1	1	1		2	6
金融庁											4	2	2	8
総務省							1	1		1		11	17	31
法務省							1	1		1				3
外務省							1						1	2
財務省								2		2	7	3		14
文部科学省		1	2	1								2	2	8
厚生労働省											1	6	5	12
農林水産省							5	2	1	4	2	6	9	29
林野庁								1		1		2		4
経済産業省		2	1	2	1	1	1	3	15	9	22	7	20	84
資源エネルギー庁								1						1
特許庁												2		2
中小企業庁		1												1
国土交通省		4	4	2	6	10	7	11	13	9	15	18	21	120
観光庁										1		1		2
環境省											1	2	2	5
計	**0**	**9**	**7**	**5**	**7**	**12**	**16**	**22**	**30**	**29**	**53**	**62**	**81**	**333**